平成２９年（フ）第７５号
東京都江戸川区南葛西７丁目２－４－403
破産者　藤田　瑠美（旧姓松本）
1　決定年月日　平成29年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９４号
東京都新宿区北新宿３丁目４－19
破産者　平井　光政
1　決定年月日　平成29年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９８号
東京都新宿区大京町24－601
破産者　高橋　友紀
1　決定年月日　平成29年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２６号
静岡県沼津市鳥谷456番地の１
破産者　有限会社石橋製作所
1　決定年月日　平成29年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第４４号
山口市神田町３番19号
破産者　中村　雅己
1　決定年月日　平成29年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１６９７号
札幌市北区新琴似３条13丁目１番３号
破産者　毛利　崇人
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８９２号
札幌市西区西町南17丁目２番12－301号
破産者　小畑　正悦
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０８２号
札幌市東区本町１条９丁目２番25－202号
破産者　神田　玉希（旧姓向）
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１０３号
札幌市白石区本通17丁目南２番６号　ノースランドパートⅡ－105号
破産者　佐々木　司
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３４２号
仙台市泉区将監７丁目19番11号、開始決定時の住所仙台市泉区桂２丁目１番地の１　桂パークハウス西街区参番館108
破産者　阿部　史郎
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４９７号
仙台市太白区長町６丁目14番６号　ひまわりハイツ312、従前の住所仙台市青葉区旭ケ丘４丁目16番26号　アイショウヴィラ旭ケ丘Ⅳ－102
破産者　戸田　祐輔
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３０号
宮城県大崎市古川江合本町１丁目６番31号、開始決定時の住所宮城県登米市迫町北方字壇ノ浦33番地１
破産者　伊藤ともこ
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２８年（フ）第８４４号
埼玉県富士見市針ケ谷２丁目19番地６　Ｂｒｉｌｌｅｒ106、破産手続開始時の住所埼玉県川口市芝中田１丁目16番10－103号　川口パークフォルム
破産者　山本　隆久
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４０３号
さいたま市南区鹿手袋７丁目18番３－211号
破産者　小林　　建
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５２８号
埼玉県桶川市大字川田谷5777番地の１
破産者　和久津武司
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５５３号
埼玉県加須市南篠崎１丁目８番地28
破産者　染川　幸三
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５６７号
埼玉県上尾市大字上730番地　しらこばと団地29－102
破産者　川口　弘幸
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６９４号
埼玉県北足立郡伊奈町本町２丁目316番地　キャナルコート101
破産者　後藤　チエ
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４６号
静岡県田方郡函南町平井1182番地の１、破産手続開始決定時の住所神奈川県秦野市菖蒲58番地の30
破産者　井澤　　弘
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部